

# 田中地域ふるさと協議会

## 地区社協運営委員会規約

### (規約)

第1条 この規約は、田中地域ふるさと協議会(以下「ふる協」という)会則第12条4項に定める「地区社協運営委員会」(以下「本会」という)に必要な事項を定める。

### (名称)

第2条 本会は、地域福祉を推進するために設置された団体とし、他の保健福祉団体・組織等に対してはその名称を「田中地区社会福祉協議会」と称する。

### (構成)

第3条 本会は、ふる協 加盟の町会・自治会及び団体を持って組織する。  
(ふる協 会則2条関係<別表1>の構成団体)

### (目的)

第4条 本会は、この地区内の住民が相互協力して、地域の社会福祉の増進を図るとともに、社会福祉法人柏市社会福祉協議会の諸事業に協力することを目的とする。

### (事業)

第5条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉のための啓蒙宣伝並びに調査研究を行う。
- (2) 地域福祉の企画及び事業の実施。
- (3) 高齢者並びに障害者福祉のための活動
- (4) 青少年、児童福祉のための活動
- (5) ボランティア活動の推進
- (6) 地域福祉にかかわる文化事業及びレクリエーション活動
- (7) 全員加入の活動
- (8) その他必要な事業

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名 (ふる協 副会長に推薦)

(2) 副会長 3名以内

(3) 会計 2名以内

2. その他の本会役員

(1) 企画調整部長

(2) 総務広報部長

(3) ボランティア部長

(4) 子育て支援部長

(5) チョイサポ活動部長

(6) 各部には副部長を置くことができる

(会長のほか上記役員よりふる協 協議員に4名以内推薦)

3. 会長、副会長、会計は、本会委員の中から役員会が選考し、会長は、ふる協、副会長候補として総会に推薦する。

4. その他の役員は、本会委員の中から会長が指名する。

5. 役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

6. 欠員補充により役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

(1) 会長は本会を代表し会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し会長が事故あるときはその職務を代行する。

(3) 会計は、会計事務を執務する。

(4) 部長は、担当部を統括する。

(役員会)

第8条 役員会は、会長、副会長、会計、各部長、副部長をもって構成し、次の事項を審議・調整し会務の執行にあたる。

(1) ふる協の総会に付議すべき事項

(2) 本会の役員改選に関する事項

(3) 本会の事業計画及び予算に関する事項

- (4) 本会の事業報告及び決算に関する事項
- (5) 本会の諸事業の企画、立案に関する事項
- (6) その他会長が必要と認める事項

(運営委員の選出・任期)

第9条 運営委員の選出は、〈別表3〉に定める選出区分により選出し、任期は1年とし、再任を妨げない。

2. 補充委員の任期は前任者の残任期間とする

(運営委員の任務)

第10条 運営委員の任務は次のとおりとする。

- (1) 運営委員は運営委員会を組織し事業の推進を図る。
- (2) 本会の役員改選に関する事項
- (3) 本会の諸事業の企画、立案に関する事項

(会議)

第11条 会議は役員会とする

2. 役員会は、必要に応じ会長が招集しその議長となる。

(部会の設置)

第12条 本会に次の部を置く。

- (1) 企画調整部
- (2) 総務広報部
- (3) ボランティア部
- (4) 子育て支援部
- (5) チョイサポ活動部

2. 部規約は、別に定める。〈別表4〉

3. 部は必要に応じ、新設及び廃止することができる

(経理)

第13条 地区社協の経費は、次の収入をもってあてる。

- (1) 社会福祉法人柏市社会福祉協議会助成金
- (2) 事業収入

(3) 寄付金

(4) その他の収入

2. 地区社協運営委員会の会計は、特別会計として一般会計と区分して会計処理を行う。

(会計年度)

第14条 地区社協の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成25年5月18日から施行する。
- 2 平成27年5月16日から一部改正を施行する。
- 3 平成28年5月14日から一部改正を施行する。
- 4 平成30年5月12日から一部改正を施行する。
- 5 令和6年5月11日から一部改正を施行する。